

# 宮津市公報

令和2年8月3日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

- 25 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 1

### 告 示

- 96 宮津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給要綱…………… 1  
97 宮津市収納代理金融機関の住所変更…………… 3  
98 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託…………… 3  
99 宮津市議会臨時会の招集…………… 4  
100 令和2年度における国土調査（地籍調査）の実施…………… 4  
101 公の施設に係る指定管理者の事務所所在地の変更（宮津まちなか地域振興拠点施設）…………… 4  
102 宮津まちなか地域振興拠点施設の利用料金の承認…………… 4  
103 市道路線の区域変更…………… 5  
104 宮津市小規模事業者等事業継続支援金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 5

### 公 告

- 33 宮津市営住宅の入居者の公募…………… 6  
34 公示送達…………… 6  
35 令和2年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験の合格者…………… 6  
36 農用地利用集積計画の縦覧…………… 7

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 9 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 7

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 7 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 7  
8 宮津市農業委員会規程の一部を改正する規程…………… 8

## 条 例

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 21 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第25号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成 3 年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「5 人」を「6 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第96号

宮津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給要綱を次のように定める。

令和 2 年 7 月 3 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」（令和 2 年 6 月 17 日付子発0617第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯が、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少等から大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、ひとり親世帯に対して、臨時特別的な給付措置としてひとり親世帯臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第 2 条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和 2 年 6 月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受ける者（以下「児童扶養手当受給者」という。）ただし、その全部を支給しないこととされている者を除く。
- (2) 令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の 2 の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の 2 支給停止者」という。）又は法第 6 条の規定による認定を受けた場合には法第13条の 2 の規定による児童扶養手当の全部又は一部を支給しないことが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成30年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>1 当該者（法第 4 条第 1 項第 1 号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第 2 号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>法第 9 条第 1 項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母</p>
---	---

	から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
2 当該者（1に規定する養育者に限る。）	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）
3 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持するもの	法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、扶養義務者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）

(3) 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定による認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について、前号の表の左欄に掲げる者ごとと同表の右欄に掲げる要件を満たすものその他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められるもの（以下「家計急変者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。

- (1) 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）が令和2年6月1日以後に死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。）当該者の法第4条に定める要件に該当する児童又はこれと同様の事情にあると認められる児童（以下「監護等児童」という。）であつた者
- (2) 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）が令和2年6月12日以後に死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。）当該者の監護等児童であつた者
- (3) 家計急変者が給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合 当該者の監護等児童であつた者  
(給付金の種類及び額)

第3条 給付金の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本給付 支給対象者1人につき50,000円とする。ただし、監護等児童が2人以上である場合は、これに監護等児童のうち1人以外の監護等児童につきそれぞれ30,000円を加算した額とする。
- (2) 追加給付 前号の給付を受ける児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があつた者に対して、支給対象者1人につき50,000円を給付する。  
(支給申請)

第4条 公的年金給付等受給者及び家計急変者で、基本給付の支給を受けようとするものは、令和3年2月26日までに、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2号に定める追加給付の支給を受けようとする者は、令和3年2月26日までに、ひとり親世帯臨時特別給付金（追加給付）支給申請書を市長に提出しなければならない。  
(支給決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

2 市長は、児童扶養手当受給者に対して、基本給付の支給を決定し通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、市長に対して、基本給付の受給の拒否を届け出ることができる。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 6 条 公的年金給付等受給者及び家計急変者から、第 4 条に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が前条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備等による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 7 条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 8 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）支給申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(宮津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要綱の廃止)

2 宮津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要綱（令和元年告示第17号）は、廃止する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第97号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項の規定に基づき指定した宮津市収納代理金融機関の住所を変更したので、同条第8項の規定により告示する。

令和2年7月6日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 住所を変更する収納代理金融機関

京都府信用漁業協同組合連合会宮津支店

変更前 宮津市字鶴賀2062番地の8

変更後 宮津市字中津806番地

————— \* \* \* —————

宮津市告示第98号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和2年7月13日から令和3年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年7月10日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 宮津市字須津小字柿ノ木谷145-1

氏名 山 田 貴 弘

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第99号

令和2年第5回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年7月14日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 令和2年7月21日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件
  - (1) 令和2年度宮津市一般会計補正予算（第6号）
  - (2) 令和2年度宮津市水道事業会計補正予算（第1号）
  - (3) 常任委員の選任
  - (4) 議会運営委員の選任

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第100号

令和2年度において、下記のとおり国土調査(地籍調査)を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する

令和2年7月16日

宮津市長 城崎雅文

## 記

- 1 事業計画が定められた年月日 令和2年5月26日
- 2 調査を実施する者の名称 宮津市
- 3 調査地域 宮津市字由良の一部
- 4 調査期間 令和2年5月26日から  
令和3年3月31日まで

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第101号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の事務所所在地の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年7月16日

宮津市長 城崎雅文

- 1 公の施設の名称  
宮津まちなか地域振興拠点施設
- 2 変更事項  
指定管理者の所在地  
変更前 宮津市字白柏1293番地  
変更後 宮津市字浜町3008番地
- 3 変更日  
令和2年7月13日

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第102号

宮津まちなか地域振興拠点施設の利用料金を次のとおり承認したので、宮津まちなか地域振興拠点施設条例施行規則（令和2年規則第15号）第5条第3項の規定により告示する。

令和2年7月16日

宮津市長 城崎雅文

- 1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
観光案内所	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2,000 円
農産物等直売所	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2,000 円
飲食物等販売所	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2,000 円
観光案内所等の屋外部分（駐車目的以外の使用に限る。）	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	100 円
簡易テント	1 張 1 日につき	350 円
長机	1 脚 1 日につき	100 円
簡易テーブル、イス	1 セット 1 日につき	250 円

2 適用年月日

令和 2 年 8 月 1 日

\* \* \*

宮津市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和2年7月29日から令和2年8月12日まで縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

路線名	道 路 の 区 域			
	区 間	変 更 の 前 後 別	敷地幅員(m)	延長(m)
馬場先京口	(起点) 宮津市字宮村小字 馬場先 1296-10	前	1.3~7.7	335.4
	(終点) 宮津市字京口 68-2	後	1.3~7.7	501.5

\* \* \*

宮津市告示第104号

宮津市小規模事業者等事業継続支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 7 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市小規模事業者等事業継続支援金交付要綱の一部を改正する要綱  
宮津市小規模事業者等事業継続支援金交付要綱（令和2年告示第90号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和2年7月31日」を「令和2年8月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 公 告

### 宮津市公告第33号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和2年7月20日

宮津市長 城崎雅文

#### 1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	15,200～22,700	1	3DK
みやづ城東 タウン	宮津市字惣	39,000	2	3DK
宮村	宮津市字宮村	40,000	1	3DK

#### 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (5) 鳥が尾団地の申込者は、条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (6) みやづ城東タウンの申込者は、主たる生計者が40歳未満であること。

#### 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

#### 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和2年7月27日（月）から令和2年9月30日（水）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

#### 5 選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

#### 6 入居時期 入居決定した日から1か月後

————— \* \* \* —————

### 宮津市公告第34号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年7月21日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

————— \* \* \* —————

### 宮津市公告第35号

令和2年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和2年7月27日

宮津市長 城崎雅文

#### 第1次試験に合格した者の受験番号

A1006

B2001    B2002    B2006    B2007

B2009    B2012

D4001    H4101

E5001

F6003

G8001 G8004 G8006 G8007  
G8009 G8011

第2次試験の実施要領

1 個別面接

- (1) 日時 令和2年8月8日(土)
- (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

————— \* \* \* —————

宮津市公告第36号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画(令和2年7月9日付け宮農委第18号通知分)を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年7月28日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和2年7月28日  
至 令和2年8月11日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)

## 教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第9号

令和2年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。  
令和2年7月16日

宮津市教育委員会  
教育長 山本雅弘

- 1 日時 令和2年7月20日(月)午前9時00分
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

## 農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。  
令和2年7月2日

宮津市農業委員会  
会長 藤井忠

- 1 日時 令和2年7月9日(木)午前9時30分
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(ミップル3階)  
第1コミュニティルーム

3 議題

議案第21号 非農地証明交付申請の承認について  
議案第22号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について



＊ ＊ ＊

宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月20日

宮津市農業委員会  
会長 関野 掲 司

宮津市農業委員会規程の一部を改正する規程

宮津市農業委員会規程（平成8年農委告示第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

第 号



農地等立入調査証

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日交付

宮津市農業委員会



(表)

農業委員会等に関する法律（抄）

（報告、調査等）

第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裏)

附 則

この規程は、告示の日から施行する。